平成２４年（フ）第２５２１号
札幌市東区北15条東５丁目２番16―602号
債務者　橘　由美子
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２６号
札幌市中央区宮の森２条14丁目１番17号
債務者　長澤　　心
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５３９号
札幌市手稲区手稲本町２条４丁目４番30―605号、申立時の住所札幌市手稲区稲穂１条７丁目２番１―310号
債務者　松尾　　肇
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５４３号
札幌市北区北31条西８丁目１番17号　井澤ハイツ203号
債務者　石橋　　亮
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５９０号
札幌市厚別区大谷地東５丁目12番15号　メドウハイツⅢ203号
債務者　中山志のぶ（旧姓山越）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１１号
札幌市中央区南２条西24丁目２番10号　サニーハイツ№２―102号
債務者　西本満寿美（旧姓岡崎）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６１５号
札幌市東区本町１条５丁目５番５号　101号
債務者　早坂　繰美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６２３号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目４番31―102号
債務者　菊池ひとみ
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６３５号
札幌市東区北15条東１丁目１番15―201号
債務者　野木　貴弘
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６６１号
札幌市西区西野６条２丁目８番37号　エクセル西野Ｃ号
債務者　池田　　眞
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７０６号
札幌市北区北32条西３丁目１番11号　マンション32―102号
債務者　高橋　睦美
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７２８号
北海道江別市大麻東町13番地の52
債務者　石田絵利香
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７５６号
札幌市西区山の手５条１丁目２番23号　ヒルサイド山の手フラット301号
債務者　佐藤　秀徳（旧姓宮平）
1　決定年月日時　平成24年12月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４７号
岩手県北上市九年橋３丁目14番42号　グランデール北上３―201号、前住所岩手県北上市上江釣子19地割40番地５　レオパレスきたかみⅢ201号
債務者　小野寺眞公子
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４８号
岩手県一関市大東町渋民字小林４番地３
債務者　今村　祐美
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第４９号
岩手県一関市千厩町奥玉字松原６番地１
債務者　藤野　勝矢
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２４年（フ）第５０号
岩手県一関市萩荘字袋田156―１、住民票上の住所岩手県上閉伊郡大槌町大ケ口２丁目６番１号
債務者　村越　武志
1　決定年月日時　平成24年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年２月15日まで
盛岡地方裁判所一関支部